

安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記（下）

黒木國泰

The Log Kept by the Japanese Escort for the Chinese Ship Cast Away
on the Coast of the Takanabe Feudal Clan in
1855 (Ansei 2) (II)

kuniyasu KUROKI

〈承 前〉

三月朔雨

今日出航無之、南風強殊外浪立ニ而、洋中同様
動揺強、船上衆人舟酔ニ而致難渋候、船頭招呼
湊へ漕入之相談も致候得共、埒明不申、夜中大
由リニ而安眠も出来不申候

一 今日庄屋舟へ参り御用ハ無之哉、尋参候ニ付、
功次郎の挨拶為致候

三月二日晴

今日出船日和無之

一 薪三拾束

十五匁

一 蠟燭十五丁

右唐船の願出候ニ付相渡

一 今日滞船久敷湯浴も不致候ニ付上岸、此
処向嶋与申処ニ而、大分賑ひ居申候、尤三田尻
之方、余程繁盛處ニ而豪家も多在之
候、宮市之方ハ別而賑敷、天神祠美麗之
趣ニ付、城勇雄・川崎・奥村諸子与竊ニ見物へ
参り候処、山之形勢等殊外奇ニ、御廟も仰
山ニ而、宮立之處ハ、讃州金比羅神祠より大分美ヲ
極申し候、山縣周南之碑文アリ、其外御製之馬
〈4文字消し字〉并手水鉢杯ハ余程黄金ヲ費し

候もの_こ見へたり、茶店もあり誠に風雅
ここここ

之趣阿りて、近国之大社_こ見へたり、
併太宰府ニ比スレハ余程劣リ候様在之
候へ共、山水勝概之風致ニ至リ候ハ、
此地へ一等ヲ譲る_こ尔似たり、祠廟之
下一酒店阿リ、何レも疲レたれハ一飯ヲ
喫_こんとて投し畢ぬ

- 一 天満宮へハ問屋の渡シ舟ニ而渡リ、土手ヲ行ク事凡十八丁
位、番所有りて御船蔵等在之、御関舟三十余艘、境内ニ
苦覆ひニして有之、此处ハ長州公御茶屋有之、
江府御参勤御往来、此处_こ御乗舟御上陸之由、御米
蔵等も在之、役人共余計相詰候之由、此邊郷土共
大分居り候様子ニ而致往来候、此邊三田尻_こ与申
処ニ而、町家も数百軒有之候、官市ハ官道ニ而宿屋等々在之、
三田尻より余程繁華ニ在之候

- 一 櫓 棹挺 福嶋引舟
右損し候ニ付、取かへ呉候様、船頭迄申出候由ニ付、
用意之内差遣候様、相達ス

上巳陰

- 一 滞船
- 一 今日兌換二人姓名_加辨
- 一 今日見物舟仰山ニ在之、番船_こも制シ兼候間、
度々嚴重申達ス

四日陰

今日晴レ候模様ニ付船、船頭_こ當所庄屋迄案内
申遣ス、磯部甚左衛門方へも、口演書ヲ以挨拶可申遣
手筈ニ致候得共、同人詰所少々懸隔候ニ付、別段
便不差立、庄屋_こ相通し可申旨、船頭江も相談し
候由ニ付、左様取斗候

- 一 今日ハ下関迄参り候日和無之、こふだと申処へ
舟掛リ致候、此处ハ三田尻_こ漸一里位も在之、二三
十軒之茅舎在之候、中関ハ惣名ニ候へ共、此处_こ
向之舟掛り場ヲ中関与申候由、船方も地理不案内
ニ而一々ハ不相分
- 一 唐船之内病人在之由ニ而、醫師ヲ願出候ニ付、玄琢方
并御目付通事兩人罷出候処、任福生与申者之

由、玄琢方診察致候処、格別之容躰ニ而ハ無之、全ク風邪之趣ニ付、
 發表劑五貼與へ、煎法等も一々相授参リ

候段申出候

五日陰

- 一 今日も出帆無之
- 一 米貳俵
- 一 茶一斤

右唐船の願出候ニ付相渡

六日晴 夜大雨

- 一 当浦出航六ッ半時
- 一 西風ニ而八ッ時分新宿リへ入船、こふだの当浦迄
 五里、此間海岸往々白砂ニ而佳景多し
- 一 樹柴 三十束

右唐人の願出ニ付相渡

- 一 長州様の漕舟拾五艘位ニ而、當所迄漕送申候、尤表
 廻り抵之者耆人付添参リ、唐船繋リ場
 等致差圖し、且又當浦の役人参リ色々差圖
 致候由

松平太膳太夫様御内

- 一 宮川嘉兵衛

右當所詰之役人、舟へ参リ候ニ付、浪（住）吉丸ニ而十太郎取會

七日朝雨午前の晴

- 一 西風ニ而出帆無之
- 一 今日兌換姓名辨洗如
紫襦袢
- 一 宮川嘉兵衛の使ヲ以、松露并野菜相贈候
 ニ付、断も出来不申致受納、右挨拶として、小紙耆束
 遣し候

八日晴

- 一 今晚出帆在之、尤出帆前、宮川加兵衛方迄、
 御濱出ヲ以、挨拶申遣し候、小頭持参
- 一 漕舟十五艘位ニ而、下ノ関迄参候
- 一 毛利左京介様御内松原合助小早へ乗、舟へ参リ候付、乾一
 郎取會候処、一通口上之由、引舟等数艘引連参リ
 候、下関手前ハ長府様御領海ニ相成、御受取ニ相成申候
 毛利左京亮様先年物頭唐船相方役

- 一 榎勘兵衛

右関舟へ乗参リ候ニ付、十太郎取會候処、此節唐船御
 領内へ漂着ニ付、御引送相成、遠方御苦勞存候、漕舟

等用意罷有候間、無御遠慮御用向等と仰聞
旨、依之唐船引送、御領海通船ニ相成、彼是御厄介
忝存候、用事も在之候ハハ、自是御頼可申上、御漕
舟等も御断申上候様申付候得共、今日ハ順風
無之、任思召御頼申上候、先刻も御文御丁寧
と仰下置之辱存候段、致挨拶候

一 八ッ時過、小倉侯御料内田ノ浦へ入船

小笠原左京大夫御内當所在番

一 妹尾相七

右小早舟へ乗り参り候ニ付、十太郎取會候處、相応
之御用も御座候ハハ、と仰付度旨、依之挨拶致候

御内小倉も出張

一 高橋唯之丞 物頭格位与

相見へ候

右夜九ッ時分舟へ参り候ニ付、浪（住）吉丸ニ而取會候間、唐船
御引送當所御滞泊之趣ニ付、致出張候、相応之御用も

御座候ハハ、と仰付度旨、依之段々

御丁寧之義、と致挨拶候

浦奉行

一 橋本角兵衛

右小早舟へ乗り参り候、尤其橋舟与ハ別也、右ニ付十太郎

取會候處、水薪菜等致用意候、相応之御用も有之

候ハハ、無御遠慮と仰付候様申付候、依之薪菜等

用意罷在候間、必配慮と下間敷、用事も候ハハ

是も御頼可申上与致挨拶候、且番船等も付致し

段申付候ニ付、右ハ御断申上候様、兼而家老共と申聞

候間、必御断申上候含ニ御座候、併折角思召之義如何

口様能致挨拶候ハハ、番船六艘斗り付致候

一 長府公も番船付置、榎官兵衛関舟へ乗り、唐船

之脇ニ溜掟致候

御内船遣方役

船手小頭

一 脇田重太

川崎孫七

右小早別舟ニ乗り参候ニ付、十太郎取會候處、漕舟等

致用意候間、乗筋等御案内可致段申聞候ニ付、宜

御頼可申述旨、致挨拶候

三月九日晴

一 西風且潮合悪敷出航無し

一 醬油三升

一 葱三斤

一 薪百捆

右唐船の願出候ニ付相渡

小倉様長府様の出張之役人江、乾一郎

越以挨拶申遣候、然處明曉七ツ時ハ、出帆無

之節ハ汐合悪敷候ニ付、右様御手筈ト成候様申

候置

十日晴七ツ時分ハ雨ニなる

一 今曉七ツ時出帆

一 小笠原様ハ関舟弍艘漕舟十艘位、長府様ハ関舟

二艘漕舟等五艘ニ而引送申候、福浦之沖ニ而

毛利左京亮様御内

赤間関在番増田豊後兵衛

十太郎取會候處

右薪水等用意致置候、相応之御用も御座

候ハハ、ヒ仰聞度旨、依之薪水等用意罷有候ハハ

御配慮ト下間敷ト致挨拶候

福浦大年寄

小年寄

一 廣石官左衛門 能美金左衛門・内田半衛門

右舟へ参リ候ニ付、小頭へ取會ト候處、一通御用

可承旨頭役申付候由、依之挨拶為致候

関舟小笠原様浦奉行

一 橋本角兵衛

右福浦之沖ニ而舟へ参リ候ニ付、十太郎取會

候處、暇乞へ参上致候由、一通及挨拶候

一 榎官兵衛

右福浦ハ向廿里斗之處ニ而、舟へ参リ候ニ付、十太郎

取會候處、向つづら嶋御領境ニ付、漕舟等も

引取申候段、且ハ暇乞申聞候ニ付、一通数日御

厄介ニ相成御挨拶致、暇乞ヲ告申候

一 今日ハ福浦迄渡海之筈ニ候處、存外

順風ニ付、直ニ呼子之方へ向せ申候

一 福岡之方ハ小早へ乗、槍為持候ニ付、十太郎取會

松平美濃守様御内坂尾與一郎

候處、小早船弍艘漕舟十二艘用意致候間、相応之

御用も御座候ハハ、可仰聞度旨、依此今日者順

風ニ付、御断申述候段致挨拶候處、呼子迄者

御見送申上候段申聞、引取申候

一 呼子迄参リ候日和無之、八時分^ノ風も和キ、雨之
模様ニ相成候ニ付、相之嶋へ向ケ候、余程沖越参リ候ニ付、
漕入大分難渋ニ候、七時過相之嶋へ入船、尤筑前
様^ノ漕舟十二艘、佳地^ノ参リ漕き申候

一 夜ニ至リ、乾一郎方ヲ以、坂尾與一郎方へ挨拶申遣候
一 ^{牛馬有藤}_{兼半九郎}手付吉村半九郎船へ参リ候ニ付、船頭へ取會セ候処
相応之御用も候ハバ、承度旨挨拶為致候

十一日雨

一 今日出帆無之
一 庄屋船へ参リ、御用承度由、功次郎^ノ挨拶
為致候

一 米二俵
一 烟草三斤

右唐船^ノ願出候ニ付相渡

一 ^{宋福盛}_{龜供}兌換願出ル、今兌換二人 ^{法元重}_{助天全}

十二日雨

一 滞泊
一 今日湯御允ニ付上岸、湯沐

十三日雨

一 出帆無し

十四日晴

一 夜前^ノ大西風、暮過^ノ北風穩ニ相成
一 今日當所代官手付之者、舟へ参リ用向等
承度由、仲右衛門越以挨拶致候

十五日晴

一 風不順滞船
一 蠟燭十五挺

右唐船^ノ願出候ニ付相渡

一 酒三升
一 蕪少々
一 切大根
一 豆腐五斤

右唐船^ノ天地神仏祭り用として願出候ニ付、
相渡申候

十六日晴

一 未明出帆、筑前様^ノ先日之通、小早壱艘引舟
八艘ニ而御見送在之候、呼子迄参リ候、併唐津様御領海ニ
相成候而ハ漕不申、其他といへとも、只役目ものハ様ニ而、骨折漕不申候

筑前様（松平美濃守）からの引船（船頭坂尾與一郎）加勢が、領海を越えては漕がなかつただけでなく、「ただ役目ものの様に」役に立たなかつたと、苦々しく書き記している。

一 当所庄屋出帆前、船迄見舞候ニ付、数日滞泊世話ニ相成候段、挨拶致差返す

一 七ッ時前の雨ニ相成、凧候ニ付、押船ニ而参候得共、玄海嶋の呼子之間、ニ三四里も在之候処の、唐船

ハ余程後レ、殊ニ西風強、汐合悪敷、関船さへも漸之事漕付候間、如何哉心配ニ致し候処、小笠原様漕舟五十艘程ニ而漕送り、夜五ッ時分、呼子へ入船致候、右之挨拶として、太田熊右衛門迄乾一郎罷出申し候、尤以前船へ参候節、乾一郎取會候ニ付、右様取斗申候、サテ又筑前様御船頭坂尾與一郎へも数日之挨拶、乾一郎方の申遣候、今晚風雨強候ニ付、船奉行等へ者明日取會候積候、乾一郎相談致参り候由、今日者関船余之唐船与懸隔、三里位も跡ニ見へ候ニ付、唐船同様参り候様、度々船頭へも申聞候得共、兎角相隔り、唐船入津之程も相分兼候付、船頭招呼度々叱付申候、唐船乗之者共、何レ引返し候カ、沖中ニかかり候カ与、程々心配致居候処、小笠原（佐渡守）様の之漕舟参り候ニ付、漸々無程入船致、一統安心致候

一 呼子湊日ニ而 小笠原佐渡守御内
こゝこゝこゝ

船手頭 太田熊右衛門

右呼子湊口ニ而舟へ参候得共、向風汐早ニ而何分取會出来不申、御加勢引舟差出候、尤疾御出迎可申筈之处、逆風浪立ニ而不任心底、延引罷成候段、乾一郎へ申置、直ニ唐船の方へ参り申候、其後浦奉行之由ニ而、関船へ参り候得共、猶更烈風汐早ニ而、姓名通候間も無之、入船之上御取會可申旨、船頭の彼方船頭へ断候処、直ニ唐船へ出向申候、船奉行乗之関船へ太鼓打鳴し、勇敷有之候

一 呼子浦庄屋

麻生敬右衛門

右罷出、相応之御用有之候ハバ、可承旨船頭へ申置罷帰候

一 水夫ニ手當申付候、御舟ニ御案内ト下候ハハ、追々相賦リ可申
旨、申参リ候へ共、
断リ申遣候

三月十七日曇時々雨西風

一 滞舟
一 筑前様御船頭ノ御文、是迄無滞御通船目出度
奉存候、筑前領海相濟候ニ付、今朝引取申候、参上御
伺可申上候得共、乍失敬、以使申上候由、且昨夜御
文ヲ以、御丁寧ト仰下候挨拶も宜与申聞候由

一 小笠原佐渡守様御内

杉江幾馬

右當浦在番之由、相応御用向も御座候ハハ、ト仰聞
度旨十太郎取會

御船奉行

西脇太次左衛門

右相見口上、據每之通十太郎取會

船手頭

太田熊右衛門

大船頭

高須茂平太

船方目付

泥谷作右衛門

右乾一郎取會口上據每之通、且手當船左之通
差出候由

一 中関老艘、一 八挺立老艘、一 網碇船老艘

一 水薪舟老艘

領分押人数

船奉行

西脇太次左衛門

大船頭

高須茂平太

船手頭

太田熊右衛門

船方目付

泥谷作右衛門

船頭役

竹田新右衛門

物書

河口與平次

梶取

野崎幸兵衛

取次役

藤田東蔵

船手組

八人

浦水主

百六拾人

- 一 頭漕大天當 四艘
- 一 漕船 式拾式艘
- 一 滞舟中番船 六艘
- 一 瀬ニ有之所江標舟十九艘

右之通差出候間、無御遠慮ヒ仰聞
候由

- 一 庄屋舟へ参リ御用も在之候ハハ、ヒ仰聞
度旨、船頭へ申置候由
- 一 郡方手附 呼子浦庄屋物書
小林忠治郎 柴田輪三郎

右夕刻舟へ参リ、鮮魚一折持参致候、然處警固
都合副使、其他役人名前并知行高等、船奉行内々
承度由ヲ以、船頭迄内々申参リ候、且又唐人名前、并
唐船両脇ニ記し在之候文字等、如何之記候哉、相尋候
ニ付、逐一明日認差遣可申段、船頭ノ挨拶為致候、
相贈御肴も断可申哉と存候得共、贈候之品故、受
納致置候、唐人ノ額面并半折類認貰度趣ニ而、
相頼候得共、本ノ大文字等ハ得認不申、仮令相認
候共、右様之義ハ御大法之事ニも候ハハ、致遠慮候ニ付、
何分ヒ成兼可申断、返答為致候、一折之肴者、
右ヲねだれ候積ニ而、送り候ものと見へたり、
受納致置候も少々恥入候訳なれ共、一旦受取候
もの、且ツ彼是之頼も有之候故、其儘召置申候

- 一 夜分ニ至リ、彼方船手役之者舟江参リ、船頭へ申候ハ、明日
御出帆ニ候哉、左候ハハ天気上リ之事ニも在之候間、
二十四艘之漕舟ハ用意致置候得共、此上二十余艘も
手当可申付旨、申参候由、併此天気合ニ而ハ明日
出帆之程も無心元、右様御心配ヒ下候而ハ甚お氣之毒

存候間、御心配比下間敷様、挨拶致候由

十八日雨

- 一 滞舟
- 一 昨日小林忠治郎共^ぶ、内々ニ相尋候条々、今日返事相認、逐一申遣候
- 一 米水唐船へ送り申候、尤米毎之通ニ込也

十九日晴西風

- 一 滞船
- 一 質唐人兌換^{變換}_{通漢如}
- 一 烟葉 二斤

右唐人^の願出候ニ付、相渡候

廿日晴西風

- 一 滞泊
- 一 薪百束

右唐人^の願出候ニ付、相渡申候

- 一 唐船へ積入在之候直粮ハ、苞子米ニ候哉、相尋候處、唐人苞子米之趣相答申候、又何程積居候哉尋候處、水主共各自物ニ而都合五十袋積居候段相答申候、猶又吃候哉与相尋候處、粉ニ致候而喫候得共、船中之方ハ食不申候段、申出候
- 一 今日ハ長崎ニ而御届向等取調申候
- 一 唐人上陸之毎々願出候ニ付、左之通相諭し申候、我日本國法不許上岸義ハ、毎々申聞候通之事ニ而、定而承知之事与存候、乍去其方共漂流数千里外尔来リ、一向知る遍のことも無之候ハ、長々之船中嘸難儀不自由之事与存候也、依之上陸致船中之憂越散じ度旨、実ニ人情左も可有事ニ候間、拙者共存念ニハ何卒其方共之望越相叶へ度与、口（肚カ）存候共、何分日本国王之御命令御許し之場所、長崎而已ニ限リ候ハ、何程其方共之存念通ニ取斗度存候而も、何分致方も無之候間、千萬推量可給候、長崎ハ最早三十里位在之、順風ニ候ハハ兩日ニハ比參候間、彼地へ參り候上、上岸致、且又其方本國人共と色々之物語杯致候ハハ、在所へ罷歸リ同様ニ而、嘸満悦ならんと存候

幕府法通り、唐人上陸を拒否するための絶妙の説得だ。やや口の悪い筆者が、実は能吏だということを示す文章である。

- 一 錢寿少々頭痛之由ニ付、変リ合う様申付、
每之通取斗申候
廿一日晴
未明出船、尤出帆前功次郎方越以、小笠原様御船
頭迄問合申候
- 一 高須茂平太舟へ参リ候ニ付、乾一郎取會之處、杉江
幾馬方も御舟へ御暇乞へ可罷出候へ共、一先ツ私方越以、
此段申上候趣、申聞候由ニ付、此方も只今使者
上候積ニ而、拙者可罷出筈ニ而、只今口上書も相認持
参致候御舟へ罷出、掛御目可申上筈ニ候得共、夜分
却而御手数之義と存候間、御頼可申上段申聞、
我々共も
口上書差遣し候由候、将又船奉行西脇太次左衛門江も、
口上書相頼、一通挨拶申遣、洋中御引渡等、彼是御混雜
之義も難斗候間、御船へ罷出候心得ニ候得共、乍失敬御頼
可申入与、在番同様之口上書相頼候由、依之御領
海相濟、直ニ引取、舟へハ参リ不申候
- 一 呼子も四里位之處ニ而、松浦壱岐守様御領海ニ相成、
彼方も引舟十四艘程参候、受取阿翁浦⁽¹⁶⁾与申
處へ漕入申候、此處ハ家数二百軒位も有之候様
相見へ、格別富豪之家本無之候、呼子も里
程凡七里与申候

阿翁浦年寄御塚役

阿翁浦庄屋

- 一 吉澤宗左衛門 近藤市兵衛 大浦屋直太郎
右唐津様御領界迄参リ、手札差出し唐船受取
候ニ付、為漕候段、申置引取申候
- 一 浦役之者入船之上、舟へ参リ相応之御用も
御座候ハハ、無御遠慮ヒ仰付候様、且引舟
今日程度差出候而可然哉、申聞候ニ付、決而
余分ニ御用意不ヒ下候様、今日丈御手當ヒ下
候ハハ、過分之事ニ御座候間、必以御配意不ヒ申下
候様、以船頭及返答候

廿二日晴

未明出船

船出小頭

一 中村幸八

田助

右タスキ浦⁽¹⁷⁾手前ニ而舟へ参リ、何処迄ヒ成御出候思召ニ候哉、ヒ相尋候ニ付、今日ハタスキへ入船之積ニ候段、挨拶致候、小頭仲右衛門取會、午時前入船

當浦

一 庄屋舟へ参リ、相応之御用も御座候ハハ、ヒ仰聞度旨、船頭ノ取次

一 蠟燭 二斤

右唐人ノ願出候ニ付、相渡

一 唐人兌換^銀

廿三日大風雨

一 滞舟

廿四日晴 晩天

一 五ツ時分出帆、川内浦⁽¹⁸⁾へ入船、田助ノ三里

一 當浦庄屋舟へ相応之御用も御座候ハハ、ヒ仰下度、且明朝ハ御出帆ニ候哉与相尋候ニ付、只今之模様ニ而ハ何分出帆難相成、勿論天氣次第之義ニ付、明朝ニ相成、都合宜候ハハ出帆可致段、船頭ノ相答候、又番船等差出候筈ニ御座候へ共、今晚ハ彼是混雜之義在之候ニ付、差出し不申候而も可然与ヒ尋候由ニ付、仮令久敷滞船致候迎も、番船等御御付ヒ下候ニハ不及候間、必以御心配ヒ下間敷、用事有之候ハハ、是ノ御頼可申入与挨拶為致候

一 醬油二升

一 乾大根 廿

右唐船ノ願出候ニ付、毎之通相渡候

一 當浦ノ手前半里斗之處ニ而、田助浦ノ差出候引舟十五艘引取、且田助浦役之者も案内申出候ニ付、乾一郎取會挨拶致候

廿五日晴

一 五ツ時前出帆

一 出帆前當浦庄屋舟へ参リ、今日者漕舟差出し可申筈ニ候得共、長崎異船渡来ニ付、諸手当混雜、且今日ハ證文改在之候ニ付、相成義ニ候ハハ、御断申度段申聞候由ニ付、引舟等ハ本ノ御断申述含、乍去風並ニ而ハ御頼不申述候次第も不有之候得共、只今之模様ニ而ハ御漕舟等御加勢ヒ下候ニハ及不申

候間、必以御世話と下間敷様、挨拶為致候、尤逆風ニモ
相成候節ハ引舟之義、浦々へ申付候間、直ニ差出可申段申置、
引取候由、勘次郎の取會

- 一 シチソー浦年行司舟へ参り、漕舟召連候間、御用も
御座候ハハ、無御遠慮と仰下旨、船頭迄申込候由、尤漕舟ハ
壹拾艘程之由也

大村様御領崎戸浦役

- 一 中村篤右衛門

右崎戸浦手前ニ而舟へ参り、手札差出し御案内可申段
申聞候ニ付、宜御頼申述候段致挨拶候

福嶋浦問役

七ッ釜浦役

- 一 岸川栄次郎 岸川林兵衛

右松嶋へ入船之上船へ参り、今日御領海御通船ニ付
漕舟手当致為漕候段、案内申出候ニ付、勘次郎の
挨拶為致候

- 一 夕刻大村様御領内松嶋へ入船

嘉喜浦役人

- 一 神近嘉右衛門

右舟へ参り、漕舟等引取候段申置、引取申候

廿六日雨

- 一 滞舟
- 一 米二俵

右唐人の願出候ニ付、相渡

- 一 直五郎舟へ参り、諸事調致候
- 一 平塚伊右衛門へ水主一人相添、陸地の糸谷(屋)へ案内
申遣候、尤漕舟遣候筈ニ候得共、天气悪敷抵ニよ里、
本船よ里後レ候義も難計候ニ付、右之通取斗候

廿七日雨

- 一 滞泊
- 一 煙葉二斤

右唐人の願出候ニ付相渡

- 一 蠟燭五斤代老貫六百文、斤三百二十文、百文トかへ

右当浦ニ而相調候、尤手當致参り候蠟燭不足
之模様ニ付、買入置申候

廿八日陰

- 一 滞泊
- 一 質唐人変り合申候
- 一 直五郎方唐船へ差遣、種々示談之義

之通候

一 薪十束

右唐人の願出候ニ付相渡

廿九日晴

一 北風今暁出帆

一 出帆前、隈八衛門共へ案内、并前日との挨拶申遣候処、昨日と仰下候へ漕舟等も手當可仕候得共、何分急卒弁兼候間、案内船而已差出可申旨聞候由

一 湊口ニ而、長崎御奉行支配吉村半五郎舟へ参り、引送の次第一通相尋候ニ付、兼而認置候書付相渡申候、〔城〕志津馬殿取會

大村丹後守内

一 岩永小助

右舟へ参候ニ付、志津馬殿取會之處、一通之仕方相尋、且舟繋場等心付之義申聞候、且舟繋場迄案内も可申段、申聞候由

松平肥前守様御内

一 堤奎兵衛

右舟へ参り候ニ付、志津馬殿取會候処、唐船乗組之内、若異人共乗組居候義ハ無之哉、相尋候付、全ク漂流船ニ而右底之者ハ乗合不申趣及返答申候、尤當時異船数艘参り、殊ニ唐船へ諳厄利人乗参り候ニ付、尋候もの
与相見申候

一 吉村半五郎又々立返り、舟へ参り案内可申候段聞候、志津馬殿取會

大村様御内

一 岩永小助大波止前泊碇之場迄案内致候ニ付、乾一郎越以挨拶為致候

大村様御内

一 今里雄左衛門

右も大波戸迄参り、何角世話致呉候趣、乾一郎の挨拶致候

一 七ツ時分、糸屋舟へ参り呉候様申出候處、早速船へ参り用向致面談候、御案内之御使者今日ニハ不及、明日四ツ時分、用達宅迄成御出候様、左候へ御奉行所へ御案内可申与申聞

候、御届向并引渡之手続、先年与ハ大分
違ひ候義在之候得共、後条ニ委細相記

四月朔日晴

- 一 今日志津馬殿用達宅迄被参、夫ノ用達
案内ニ而御奉行御屋敷へ御使者ト相勤候、
此方ノ差上候覚書ニハ、志津馬殿据判致候方
可然旨申聞候ニ付、其通り取斗候之由、明日
御請取可有之段、御用人ノト申聞候由
- 一 質唐人入レ替之義ハ不苦段、糸屋ノ申聞候
由
- 一 御請取候上、御奉行始其外目錄ハ別段使ト差立候先例
ニ候得共、段々問合候処、御請取之翌日兼而
ト申付置候趣意ヲ以、御使者相勤候而可然、
糸屋ノも申聞候間、其通取斗候積ニ而、
諸調物本ノ方貞左衛門方越遣申候
- 一 港口御番所ノ内、南岸之方江異船五艘又唐
船壹艘、都合六艘泊碇、此内蒸気船二艘、唐船ハ寧波
舟之由、沖之方ニ居り候、異船ハ船塙并船腹等黒ク長四十
間位在之、イギリス与見へたり、其側ニ寧波船壹艘、夫ノ大波戸之方江蒸
気一艘ハ是ハ諳厄利船与見へたり、夫ノ五十間位相隔
黒舟二艘、内一艘大輪船長三十四五間与見へ
候、其側五十間位与見へ候白塙之舟壹
艘砲門各有之、何レも佛郎船与見へたり、大船ニハ片側十六門位
ツ、在之候、今日ハ書翰ヲ差上候由ニ而、四ツ時
分、筑前様嶋原様大村様方関舟数々嚴重ニ
相固メ、何レモ絹幕ニ而美々敷在之候、就中
嶋原侯之関船美麗也、応接之場所者
阿蘭陀屋敷脇ニ而大波戸都而幕ヲ張り、勇
敷相見候、異人ハバッテリーニ乗リ白木綿様
之日覆致、艫之方へ使節之者床机らしき
もの腰ト掛、其外五六人何レモ冠リ致し
居候、衣服ハ黒色之様ニ在之候、水主共ハ
何レも冠リものニ而白衣ヲ着し、片側ニ六人
ツ並ト居、かひの仕ひ用、行儀ありこと、よく揃ひ
熟練と見えたり、バッテリーノ先ニ黒田様之
警固船数々参り候、何レも前後ニ警固致
候、異人ハ大波戸ノ上陸致候、両側幕
張警固人相見へ申候、九ツ半時分異人引取、

此方之舟も余程軽速也、今日之異人者
英喜利使節之由、仏郎機使節応接之
義ハ未審、後日委細可記候

- 一 薪十束
- 一 小蠟燭一斤

右唐人の願出候ニ付相渡

- 一 大波戸前へ唐船一艘泊碇、我々共引送之唐
船同様之舟ニ而、大分短小、舟之両側ニ江南
通字二十六號吳利順商船与相見候、双方
唐人共何角悦氣之様子ニ而、物語致候、
然處彼唐船ニ朋輩共乗居候由ニ而、直ニ三
板ニ乗、宋〔福〕盛船へ乗付申候ニ付、番船分の
談話致し候様申付候

四月二日雨

- 一 天氣悪敷候、今日引渡方如何可有哉、内々以手間、
糸谷（屋）迄問合候處、雨天ニ而も御請取有之候段申来
候、尤ニ而八時分御請取之筈、昨日ト仰渡候得共、天
氣も悪敷、日暮ニ相成候而ハ難渋ニ付、九ツ時分御請
取ニ相成候段申参リ候間、其心得ニ而手筈致候
- 一 九ツ時分糸谷（屋）常三郎舟へ参リ、無程檢使も御出
ヒ成、手代之者見分使附置候間、御支度ヒ成
御待候様申聞候ニ付、供揃致相待申候
- 一 八ツ時分檢者ヒ参候間、志津馬・十太郎・恒三郎同様
浪（住）吉丸へ参リ、質唐人ハ引舟ニ乗セ、警固徒士
兩人通事一人足輕兩人警固為致、浪（住）吉丸同様
唐船へ乗付候處、最早檢使始諸役人衆、唐船へ
乗込居られ、我々之内壺人唐船へ乗込候様ヒ申
聞候間、志津馬殿一人乗船、警固都合名札差出
候處、檢使の嶋田音次郎・田中多之助与相認
候手札ヒ差出候間、質唐人召列候間、御請取ヒ下候
様申断、質唐人姓名并衣服沓等之色合迄
記候、書面相渡候處、請取ヒ申、直ニ御奉行所へ罷出候
様ヒ申候ニ付、御用達同様罷出申候、先御引渡之御届申上候
處、無程御用人中村嘉久造ヒ罷出、尤以前
手形一通相認置、檢使へ糸谷ヲ以内談ニ入レ致
追々御用人罷出、印形致差出し候様ヒ申聞候ニ付、
兩人並御用達印形致相渡申候、勿論此時分御用人申
聞候者、唐船無滞御請相成、一段之御儀存じ候、

石見守⁽¹⁹⁾ 直答可^レ致候間、暫御払^ヒ成候様申聞、御廣間へ扣居候処、石見守只今^ヒ掛御内々御一所^ニ成御出候哉、別席^ニ成御出候哉与申聞候^ニ付、何^レ而も宜御都合宜様^ヒ申候へハ、御一所爾^ヒ成御出候様申聞候^ニ付、志津馬殿同様御書院へ罷出候処

先達而佐渡守殿御領内へ漂着之唐船^ヲ御送届^ニ付、始末唐人へ相糺候処、御届面通相違も無之、且疑敷^ニ無之候間、慥^ニ請取申候、遠路御警固御苦勞^ニ存じ候、以上

御直答在之候間、平伏、直様御廣間引取御取次へ御直答候、御禮御役人申迄宜御頼申述候旨、致挨拶候、無程御用人罷出、御持参之證文^ヒ成御印形之上、^ヒ成御出候様申聞候間、印形以前一先御内見^ヒ下候様申聞候処、申込候處、早々先刻糸谷^マ(屋)方^ノ内見為致候^ニ付、直様^ヒ成御印形候而宜与申聞候間、糸谷^マ迄連印為致、直^ニ差出申處、直^ニ御禮筋相濟畢而、別段御用向も無之候ハハ、風並次第退帆仕候間、可然哉相尋候處、御勝手次第御出帆^ヒ成候而、不苦段申聞候、是迄謝禮申込置退出

- 一 質唐人二人御奉行所へ^ヒ成御連、唐館へ在留之唐人一人付添罷出候、御糺之義如何之訊御尋^ニ候哉、不相分候得共、御広間へ扣候節、諸役人共大勢参り御書院之方^ニ而、何角チンプンカン之語音相聞へ、彼方^ノ差出し候願書^ヲ以、此通相違無之哉、又此方^ノ届出候通^ニ相違無之候旨、御糺有之候与相見へ申候、願萬成申出候ハ、質唐人御奉行御糺明有之候ハハ、私方付添罷出可申、無左候而ハ何事も弁へ不申もの故、心配^ニ存候与申出候^ニ付、付添罷出候義ハ不相成、今日質人交代致し、其方罷出可申与通事^ノ相諭候処、畏り候段申出候^ニ付、以前交代為致候質唐人御奉行^ニ而御糺し之上者、直^ニ船へ御返し^ニ成、唐館へハ不^ヒ置候

- 一 引渡相濟候上、番船早々引拂、勝行丸近所へ付置候様、小頭へ申達ス

唐人は唐船に戻し、唐館には入居させない。また唐船・唐人を長崎奉行に引き渡し終えたら、番

船は唐船を見張る必要はないので、関船の近くに移動させた。

- 一 御奉行所へ差出候手形認方、先年与違ひ
美々津出帆以後、滞船并出船入船之始末、何月
何日何港出帆、何日何港へ入船、何日何港へ風雨
悪敷滞泊与申訳合相認不申候而ハ、通り不申
候由ニ付、伊東様^ノ御引送之節、ヒ差出候案文之
認振りニ而、宜敷様子ニ付、右ニ倣ひ認差出申候

飢肥藩の漂着唐船回送の事例は、寛政13年(1801)のあとは、安政2年5月である。後者は、この時まだ漂着していないので、寛政年間の取扱に従ったことになる。すると、高鍋藩が文化5年(1808)に長崎回送した事例よりも古い取扱方法を採用したというわけか。

四月三日雨

- 一 今日高鍋表江、以飛札御引渡相済候段申上候ニ付、
飛札相認、飛脚兩人差立申候、野津手柳助<sup>母病氣ニ付、
依願御免</sup>
川村一十才ヒ仰付候、尤仕廻方出来不申候付、内実ハ明早朝出立
之筈、自分書状も相認、野津手柳助方へ相頼申候
 - 一 荒尾石見守様へ御使者相勤候筈ニ候へ共、大風雨
且御進物等も不揃ニ付延引
 - 一 福嶋引舟八艘ハ、薩州沖通罷帰申度願出候
ニ付、先例も在之事故、願之通り御免候
 - 一 吉田嘉兵衛・黒木猪兵衛御尋もの等有之節、
近國地理之案内之為人、自勘ニ而陸路^ノ罷帰
申度願出候ニ付、最早御用向無之、殊勝之
願候ニ付、ヒ成御免可然旨、志津馬殿へ吟味申上候
 - 一 平木諫吉母病氣ニ付、横尾与八家内老人も、
斗而田方仕付時節甚心配ニ付、自勘陸地^ノ罷帰候様
願出候ニ付、ヒ成御免可然旨、吟味申上候
 - 一 板之間日置村林蔵、此者眩暈ニ而乗船甚難
渋之趣ヲ以、自勘陸地^ノ罷帰度御免在之可然旨
吟味申上候
 - 一 銀八拾匁壹分六厘七毛 飛脚兩人路料銀
此錢八匁参百四拾文ヅツ、片路十四日旅籠度数四十式度分、
右之通申候外ニ、金式歩用心金トテ相済ス
 - 一 銀廿六匁
- 右浪(住)吉丸船頭へ先例ヒ成下候ニ付相渡ス
- 一 米八石七斗五升

代老升 八十文四分

右買入船頭へ相渡申候

四月四日雨

一 金五百疋

荒尾石見守様江 一金三百疋

小谷野源五右衛門

一 鯉節二十五節

但箱入

一 金貳百疋 ツツ中井嘉久造

一 貳百疋ツツ検使

山内徳右衛門

嶋田音次郎

田中多之助

一 金八百疋年行事四人

高田猪十郎

長江敬四郎

一 貳百疋

樺嶋榮左衛門

藤瀬又兵衛

御徒目付老入

御小人目付老入

一 金百疋 村尾忠惣次

一 三百疋糸谷へ

内百疋 小唐船掛へ付

下役之者へ

一 金三百疋 年番乙名中

一 百疋

一 金百疋 小唐船掛

西村宣輔

一 金百疋 井原又十郎

一 金百疋 年行事



右之通、此節之為御挨拶、夫々願書之通御贈
比成申候

計金3,700疋、鯉節などの「挨拶」を長崎で贈答しなければならなかった。

一 荒尾石見守様江御進物差出候、御使者口上御取

次高林忠左衛門へ申込候処、御用人山内徳右衛門罷出、

唐船御引渡御挨拶として御目録之通比進

参比存候、御禮宜申上候由、御家老以下之

目録へ糸谷持参致し候

一 御使者へ罷出候節、何〔時〕頃出帆ニ候哉与御用人相尋候

ニ付、天氣次第出帆仕候積ニ御座候間、御案内宜

御頼申上候段申込候処、最早御出帆之積ニ取斗

可申候間、別段御案内ニハ不及与申聞候

一 近来米夷江、下田箱館等舟繫場御許ニ付而者、

佐渡守領海毎ニ通船も可致候、舟繋リ等不致、只乗
 通り候舟ニ而も、是迄通相心得、御届不申上候而ハ不相濟
 義ニ御座候哉、御用人迄内々相伺候処、何方様ニ而も
 御届ニ相成候振合ニ付、是迄通御届無之候而ハ相濟申間敷、
 既ニ此節共（者カ）諸家様方カ追々之御飛脚ニ而煩雜之事ニ
 御座候ト相答申候

開港後も、各藩はこれまで通り、異国船発見の届け飛脚を長崎奉行に通す義務があった。ただし、この事については、長崎奉行自身も不必要であり煩雑だと認識している。

四月五日雨

- 一 滞泊為買物、上岸御用之品物相調申候

四月六日雨

- 一 同断

四月七日雨

- 一 同断

四月八日雨

- 一 今日通事鄭勘助⁽²⁰⁾ 方江、奥村越同道罷出申候、
 信牌等之事も相尋候処、一々相分申候、船脇ニ認在之
 候文字之内、崇字与申ハ、崇印与申意味与相分候
 由、長崎カ相渡候手形ヲ信牌与申、彼方之船
 切手之類ハ、牌照カ船票与カ相認候方、可然申候、
- 一 此節渡来之エキリス舟内一般ハ寧波船ニ候へ共、矢張イキリス
 唐船仕立ニ柁候舟之由、相呼申候

四月九日陰午後 晴

- 一 今日出帆福田浦ニ入船、長崎カ三里西ニ硫黄嶋
 有リ、鍋嶋侯大村侯基場處ニ嚴重也、何レモ山上
 ニアリ、近年追々西洋流相開ケ、山上之臺場ハ相取
 止メニ而、御築替ニ相成候処も、間々有之と聞

四月十日晴

- 一 五更出帆、順風平戸領川内浦へ、夜五ッ時分入船

四月十一日陰七點微雨

- 一 五ッ時分出帆、西南風強走ル、平戸城下瀬戸汐早且ッ
 磯等多、乗筋不案内ニ而ハ魚念之心得有遍き也
 九ッ半時分呼子浦へ入船、雨ニ成ル

四月十二日陰

- 一 滞泊

四月十三日晴

- 一 五更呼子浦出帆、西南風ニ而走ル、午後致

下関、西北風且汐合宜候付、不泊梃、数十里如飛馳去候、七ッ時分姫嶋越過、黄昏之比合、風も穏尔して、夜中豊後杵築領海通船、或ハ揺櫓之力又ハ地嵐位ニ而、早板々々敷ハ参不申候へ者、今昼夜ニ而ハ六十里位も参り、先ツハ大慶之事也

四月十四日晴

暁天鶴崎沖迄参ル、五ッ時分ハ東南風ニ而佐賀下関迄得参リ不申、八ッ時分上関へ入船致候様、初更之頃ハ風並宜相成リ候ニ付出帆

四月十五日晴

暁天浦土（戸カ）迄参リ汐掛り、五ッ時分汐合宜相成候ニ付抜錨、夕刻蒲江へ入船

四月十六日陰

朝五ッ時出帆、午時過斗嶋浦泊、今日者順風ニ候得共、大浪立ニ而動揺強難渡也

四月十七日雨

滞船、今年後住吉丸入船、去ル十三日下関へ暫ク錨越留メ候処、勝行丸ハ直ニ乗参リ候付、二三十里も後レ申候、然処昨夜蒲江への船、今朝同所出帆之由ニ候

四月十八日雨

滞船

四月十九日雨

大風猛雨滞船

己變已 秋冬際

平州 細井甚三郎

細井藤助

おわりに

この日記の筆者 財津十太郎は、藩からの重大な使命を帯びた回送船団の副使である。その責任のある立場で長崎回送を見たときに、彼らにとって何が重要であったのかを知ることができる。

もとより唐人・唐船を無事に長崎奉行に引き渡すことが回送船団の目的であった。したがって、唐人・唐船を保護し、監視することが第一の役目である。次に、長崎への回送途次には、各藩の浦々

の庄屋、浦役、浦年行事、藩の役人などが迎えてくれる。彼らとの外交交渉が、重要な仕事であった。迎える各藩の立場では、自分の領海を無事に通過させなければならないわけである。

3月25日出帆前に、川内浦庄屋が回送の指揮船を訪ねての発言の中に、「逆風ニモ相成候節ハ引舟之義、浦々へ申付候間、直ニ差出可申段申置、引取候由」とある。浦庄屋が、この先の浦々に回送船団を送るための引舟情報を流していたのである。

長崎回送にあたり、唐船は帆をかけることを許されていたのであろうか。否である。引舟での回送である。唐船が、長崎奉行での審問を経ずに逃亡するのを防ぐために、帆など走り道具を外させての回送であった。したがって、回送船団の中に引舟の漁船が用意されていたわけである。のみならず回送途次の各藩もまた、引舟を出して曳航を支援しようとする。

問題は他藩からの引舟加勢の申し出を受け入れるかどうかである。この点、筆者は小稿（上）の解題（38ページ）で、延岡藩からの引舟の申し出を断って「引舟等之儀ハ何方様ニ而も御断申上候様家老共申付置候、殊更今日者順風ニ而候ハ、御引取ト下候様申聞候……」と、家老から何方様にてもお断りするように命じられているとの返答を引用し、「長崎まで他の藩に対しても同様の方針で臨んでいる」と断定した。この唐船曳航について、他藩からの加勢を断るのが原則であるとの姿勢を貫いているとの思いこみが筆者にあった。その上で「一藩だけ例外がある。高鍋藩との関係が親密な毛利家」には曳航を依頼したと述べた。

しかし、表5に見えるように、細川氏漕舟40艘の加勢をうけたほか、毛利家から引舟15艘。松平家には断るも、長州藩漕舟15艘、小笠原氏10艘、長府様漕舟5艘。筑前様漕舟12艘。小笠原氏漕舟50艘、松浦氏引舟14艘とある。ある藩が本気で曳航していないことを語る文面もあるくらいなので、とんでもない間違いであった。この点、不注意を詫びて訂正したい。

表5 安政2年高鍋藩漂着唐船始末

安政2年	
1月10日	野別府心見洋に異舨の船壹艘が錨を降ろしたとの庄屋からの注進。(護、実)
11日	船籍等を確認。漂着唐商船であることが判明。(護)
1月13日	唐船漂着のことを富高手代、延岡・佐土原等へ連絡。(実) 富高から日田代官手付の者、現場に視察。(護)
15日	唐船を福原尾から美々津に回送。(護、実)
16日	長崎・日田に唐船漂着御届け、延岡・佐土原・飢肥・鹿児島藩へ唐船漂着のお知らせ飛脚を出す。(実)
2月 3日	長崎回送のための浦觸を出す。(実)
2月14日	隈江五郎左衛門、美々津に出張。(実)
19日	五ッ時唐船回送船団、美々津を出航。隈江五郎左衛門・鈴木百助帰宅。(護、実) 延岡藩から関船1艘、加勢引舟14艘が細島沖まで来る。が、「引舟等の儀ハ何方様ニ而も御断申上候様家老共申付置候」ため、お断り申し上げる。
20日	佐伯藩毛利家から関船1艘、小早1艘、引舟24艘、用心漕舟10艘、滞船番船8艘が加勢。一旦断るも、毛利家との親しい仲を考慮して加勢を頼む。

2月22日	未明出帆。引舟40余艘。
23日	五ッ時出帆。臼杵氏をとばして細川氏佐賀関へ入船させようとする佐伯氏と臼杵氏との争い。
24日	塩鴨一番が臼杵氏から寄せられたが、音物を受け取ることはできないと、「不本意ながら」お返しした。
25日	朝五ッ時出帆。細川氏漕舟40余艘関船1艘、小早船数艘加勢。佐賀関上関入船。 朝六ッ半出帆。細川氏引舟40艘が漕ぎ送り。姫島あたりで引き払うように頼むが、細川氏は領海内は送らせて欲しいという。杵築氏領海になっても、失礼ながら御用意の引舟ばかりでは心配なので加勢したい」というので、その意に任せていた。順風になったので、引き取ってもらった。ところが午後、大雨風の中を航行するが、船頭が乗筋不案内のため上方へ向かい、夕刻に周防徳山領内下松に船掛りする羽目になった。(護) (杵築氏の迎えがなかったことが、失態の原因か)
26日	下松滞在。
27日	滞在。
2月28日	暁出帆。毛利家から関船1艘、引舟15艘加勢。七ッ時中ノ関に入船。
29日	中関三田尻に滞在。
30日	滞在。松平家から引舟加勢の申し出あり。この時、久しぶりに漕ぎ舟等をお断りするよう家老から命ぜられていることを述べる。
3月1日	滞在。
2日	滞在。
3日	滞在。
3月4日	出船。こふだに滞泊。
5日	滞在。
6日	六ッ半に出航、八ッ時に新宿りに入船
7日	滞船。
8日	今晚出帆。長州藩漕舟15艘が加勢。下ノ関に入船。八ッ時小倉藩領田ノ浦入船。
9日	滞船。
3月10日	七ッ時出帆。小笠原氏から関船2艘、漕船10艘くらい。長府様から関船2艘、漕舟等5艘にて引き送り。福浦沖で、毛利家の赤間関在番が迎える。七ッ時に相之島入船。このとき筑前様から漕船12艘加勢。
11日	滞船。
12日	滞船。
～15日	滞船。
16日	未明出帆。筑前様小早1艘、引舟8艘、呼子まで加勢。小笠原氏漕舟50艘が漕ぎ送り、夜五ッ時に呼子浦入船。
17日	滞船。
～20日	
21日	未明出船。呼子より4里程のところ松浦氏から引舟14艘が来て、阿翁浦入船。呼子より7里。

3月22日	未明出船。午時前にタスキ（田助）浦入船。
23日	滞船。
24日	五ッ時出帆。川内浦へ入船。田助より3里。川内浦の手前半里のところで、田助浦からの引舟15艘。川内浦庄屋が訪ねてくる。
25日	五ッ時前出帆。シチソー浦年行司、大村領崎戸浦役、福島浦問役セツ釜浦役、嘉喜浦役人が船を訪ねてきた。夕刻、大村氏領内の松嶋に入船。
26日	滞船。
27日	滞泊。
28日	滞泊。
29日	暁出帆。長崎着。長崎港口で長崎奉行支配の者が引き送りの次第を尋ねる。彼杵大村藩、平戸松浦藩の役人が船を訪ねる。（護、実）
4月1日	用達商人糸屋の案内で正使の城志津馬が長崎奉行に挨拶。
2日	唐人・唐船を長崎奉行に引き渡す。
4月3日	長崎から高鍋へ飛脚を出す。
5日	長崎での買い物。
～7日	
9日	唐通事鄭勘助を訪問。
10日	長崎を出航、福田浦に入船。
11日	五更（午前4時）出帆。夜五ッ時、平戸領川内浦に入船。
12日	五ッ時出帆。九ッ時半呼子浦入船。
12日	滞泊。
4月13日	五更、呼子浦出帆。午後下関を通過。夜中、杵築領海通船。長崎よりの飛脚、高鍋着。無事長崎回送を終えた旨、江戸に申上。（実）
14日	暁天、鶴崎沖。八ッ時、佐賀上関に入船。初更（午後8時）の頃、出帆。
15日	夕刻蒲江に入船。
16日	朝五ッ時出帆。午時過ぎ、嶋浦泊。
17日	滞船。
～19日	
23日	長崎回送の総人数高鍋着、帰宅。（実）

備考：出典について、（実）は『続々本藩実録』。（護）は『漂着船護送日記』。とくに記さないものは『漂着船護送日記』による。

『安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記』上「表4 長崎護送年表」に加筆。

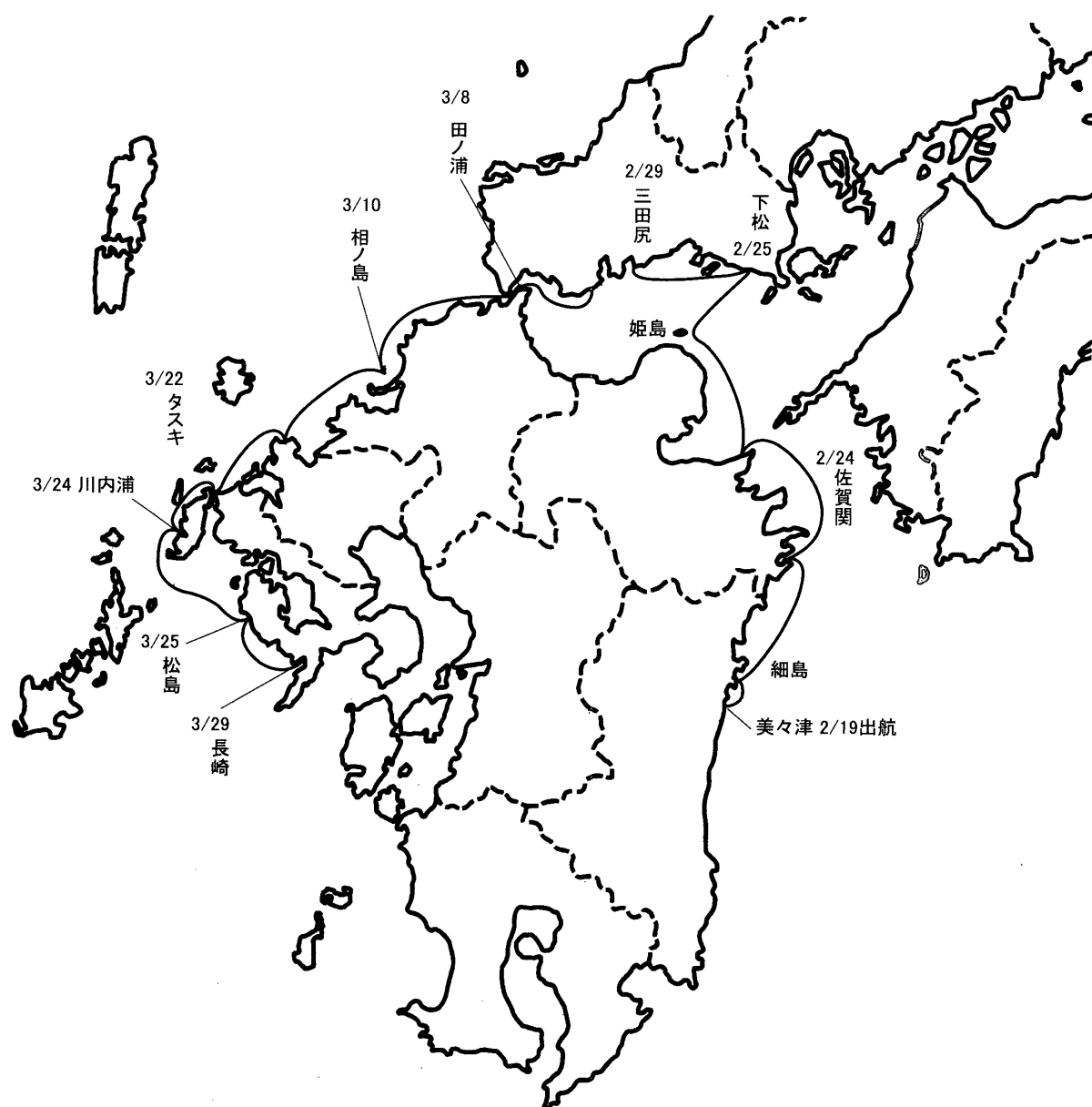


図1 安政2年高鍋藩による漂着唐船長崎回送路程図
破線は、現在の県境である。

なお喜田貞吉（『日向國史』下292ページ、史誌出版社、1930）は、小稿で取り上げた宋福盛船について、以下の通り、やや詳しく述べている。しかし、事実誤認があるので、訂正しておきたい。

安政2年正月10日、清国江南蘇州府大倉州崇明県宗福盛商船三百四十四号乗組員19人、日向灘に風難に遭い、領内児湯郡心見村に漂着す。藩廳すなわち、者頭・検者・頭取兼儒者、代官・通事等を遣わして応接せしめ、兵卒を派して警衛せしめ、急使を長崎、日田兩代官所及び〔隣藩の〕延岡、佐土原、飢肥、鹿児島4藩に馳せて状を報ず。漂流船より質として船員2名を受け、美々津港に回航せしめ、乗組員は悉く腰越に滞留せしむ。ついで2月3日、漂流船を長崎に護送す。

喜田は2月3日に長崎への護送船団が出航したと記す。が、『続々本藩実録』『漂着船護送日記』にある通り、実は2月19日に美々津を出航している。2月3日は長崎回送の浦触を出した日である。また船名にも誤りがある。

小稿で紹介したとおり、開港後の安政2年(1855)においてもなお、異国船漂着に対する対処が旧来通り行われていたわけである。本文4月4日の条にも記したように、長崎奉行への問い合わせに対して、煩雑であるが、通船ばかりの異国船であってもこれまで通りにお届けをするように述べており、漂着異国船を長崎へ回送させるシステムも継続していたわけである。

このあと安政2年6月27日に、高鍋藩は異国船引渡しに関して、便宜の処置に出でんことを請う。が、幕府は許さなかった。高鍋藩の伺書の文中に「近来異国船折々渡来の時節に相成り、すでに領分沖通船又は近海へ乗寄候儀も有之候へば、若し唐船長崎へ引送候跡、萬一異国船来着仕候節は、船並水手不足仕、船手之方手当行届兼可申と心配罷在候。」(『続々本藩実録』)とある。日向灘沖は、開港後、異国船の通交が頻繁であった。ために長崎へのお届けや長崎回送など、従来通りの対応をしておれない状況であった。

そこで安政5年4月に、再度伺書を提出した。これまでは異国船を発見する都度、届出ていたけれど、向後、上陸等仕、異変の節は格別、その餘はまとめて幸便あり次第、御届申上候…。この願いを同年11月に幕府が許可している。これら、幕末における対外関係については別に検討したい。

註

- 16 阿翁浦は鷹島の港。沿海の古地図について、内閣文庫所蔵『皇国総海岸図』安政二年(昭和礼文社、1994年)を参照。以下同じ。
- 17 田助タスケは平戸島東端の港。
- 18 川内(河内)も平戸島の港。
- 19 長崎奉行荒尾石見守成允。
- 20 鄭勘助は前記註11参照。

〈後記〉

本史料の読みについて、永井哲雄先生主催の研究会に参加した黒木 和氏のノートを参照させていただいたことを記して感謝申し上げます。もとより、全体に筆者の読みなので、誤読等についての責任は筆者にある。